

鳥取県立白兔養護学校校舎清掃業務仕様書

鳥取県立白兔養護学校校舎清掃業務については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に従って実施するものとする。

なお、この仕様書に示されていない事項であっても、現場の実情に応じ、鳥取県立白兔養護学校（以下「甲」という。）の美観又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを実施するものとする。

1 期 間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 清掃作業基準仕様

（1）作業概要

作業は、おおむね次の区分により行う。なお、定期清掃・特別清掃には、鳥取市三津に所在する訪問学級の清掃作業を含む。

ア 日常清掃

（ア）週に1回以上行う清掃作業及び必要に応じて常時行う作業をいう。

イ 定期清掃

（ア）床面洗浄・ワックスの塗布及び剥離洗浄・ワックスの塗布を年に各1回（箇所によって床面洗浄・ワックスの塗布年2回）清掃する作業をいう。

（イ）本校校舎国道沿いにあるバス停の内外装を年に4回清掃する作業をいう。

（ウ）トイレ入口のマットの洗浄作業を月に1回、タイル地等のポリッシャーでの水洗い及び必要に応じて行う掃き掃除等を年に3回清掃する作業をいう。

ウ 特別清掃

（ア）全館ガラスクリーニング、カーペットクリーニング、オイル塗布コーティング、軒樋掃除、エアコンフィルタークリーニング、体育館・アリーナ出窓部他を年に1回清掃する各作業をいう。

（2）使用材料

作業に使用する材料は、すべて清掃箇所に適合したものをを用いること。

3 作業人員

作業を行う人員の配置に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

（1）作業実施のために適切な数の人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。作業中は一定の衣服（清潔なもの）、名札等を着用し、作業従事者であることを明らかにするとともに、児童生徒、来校者等に不快感を与える作業、言動に注意すること。

（2）定期清掃及び特別清掃作業における作業従事者には、障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）を1名以上配置すること。なお、障がい者については、受注者の加入している雇用保険に加入していること。

（3）作業開始の前日までに作業人員配置内訳表を甲に提出することとし、変更のある場合も同様とする。なお、作業人員配置内訳表には、作業に当たる者の氏名、常勤・臨時の別、経験

- 年数、資格及び障がい者である者については、その旨を記載するとともに、提出に当たっては、障がい者である旨を記載することについて、障がい者である者の同意を得ておくこと。
- (4) 甲が必要と認めるときは、作業人員内訳表に記載された障がい者である者について、障がい者であることが確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は障害者職業センター等の公的判定機関で障がい者と判定された旨を証する書類の写し等）の提示を求める場合があること。なお、障がい者であることが確認できる書類を甲に提示する場合は、当該書類の提示について、事前に障がい者である者に対して同意を得ておくこと。

4 作業行程

- (1) 清掃作業の行程は、別紙鳥取県立白兔養護学校清掃作業基準表（以下「基準表」という。）による。
- (2) 受注者は、基準表により1か月ごとの日常清掃作業実施計画表を作成して甲の承認を得て、終了後は清掃作業実施報告書（日報・月報）を提出すること。
- また、年間の定期・特別清掃作業実施計画書を作成して甲の承認を得て、終了後は清掃作業実施報告書を提出すること。

5 作業に当たって留意すべき事項

作業の実施に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 建物、工作物、器具、備品等に損害を与えたとき又は棄損を発見したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。
- (2) 作業は、学校運営に支障を与えないこと。特に、定期清掃、特別清掃は、あらかじめ甲と協議して実施日を決定すること。
- (3) じんあいを発散させないこと。
- (4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
- (5) 不衛生な処置をとらないこと。
- (6) 作業は原則午前8時00分から午後4時30分までの時間に実施すること。
- ただし、長期休業中は、原則午前8時30分から午後5時00分までの時間に実施すること。

6 日常清掃

日常清掃は、次の各号の作業を行う。

(1) ちり払い

床、腰壁等で普段手の届く範囲は、ハタキ、電気クリーナー等を使用し、入念にちり払いをする。

(2) 床掃除

掃き掃除は、ほうき、モップ、電気クリーナー等を使用し、備品類等で移動できるものは移動して入念にする。

ア 磁器質タイル、モザイクタイル、石張り等は、掃き掃除の後、科学雑巾拭き又は固く絞ったモップで水拭きする。

イ カーペットタイル、じゅうたん等は、必要に応じて洗剤を使用してクリーニングを行う。

ウ モルタルは、掃き掃除のみとするが、必要に応じて汚れた部分を拭きとる。

(3) ステンレス、鏡、廊下・階段等の手すり部ガラスの掃除

ステンレス、鏡、廊下・階段等の手すり部ガラスは、乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちに

くい汚れは洗剤を使用してつや出しを行う。

(4) その他

- ア 窓わく、窓台等はちり払いの後、入念に雑巾拭きをする。
- イ 便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。
- ウ 便器、洗面台、流し類は、入念に水洗いの上、布拭きする。
- エ 湯沸台、流し等は、実情に応じて水洗い又は雑巾拭きをする。
- オ トイレットペーパーは、必要に応じて補充する。
- カ 茶がら、紙くず等は、所定の場所に捨て、容器は水洗いする。
- キ 壁面の汚れ部分は、乾布等で入念に拭き取るとともに、壁材に応じて洗剤等を使用する。
- ク 出入口及び下足置場等の備付けマットは、どろ、ちり等を取り除き、水洗い乾燥後備え付ける。
- ケ じんあいは、所定の場所に捨てる。
- コ 構内通路、車路、車寄せ、駐車場、管理棟1階玄関周辺等の舗装部分（フェンス境界部分を含む）は、紙くず等を取り除き、除草後、天候若しくは状況により散水又は水洗いする。

7 定期清掃

定期清掃は、日常清掃のほか必要に応じて次の各号の作業を行う。

- (1) ビニールタイル、フローリングブロック、モザイクタイル等は、水拭きモップ等でじんあいを取り除き、床に付着している汚れを表面洗浄用洗剤を塗布し、洗浄用パッドを装着したポリッシャーで洗浄する。吸水用真空掃除機等で汚水を除去し、モップで水拭きを行い、洗剤分を完全に除去し乾燥させる。床全面にワックスを塗布し、十分乾燥させ、ワックスを塗布する。

ただし、上記作業を夏季休業中に実施する際は基準表に明示する室等においては、表面洗浄に代え剥離洗浄を行うこと。その他の室等については、上記作業を行うこと。

なお、剥離洗浄の作業手順は、次のとおりとする。

- ア 水拭きモップ等でじんあいを取り除く。
 - イ 必要に応じて、養生テープなどにより什器等を保護する。
 - ウ 剥離用洗剤を塗布し、剥離用パッドを装着した床磨き機等で洗浄する。
 - エ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合には、再度剥離作業を行う。
 - オ 水洗いを行い、吸水用真空掃除機等で汚水を除去し十分乾燥させる。
 - カ 床全面にワックスを塗布し、十分に乾燥させる。（2回塗布）
- (2) 体育館及びアリーナのフローリングブロック清掃の際には、「スポーツフロアのメンテナンス」等の書籍を参考にし、基本的に水拭きを避け、剥離洗浄は行わないこと。
- (3) モザイクタイル及び磁器タイルは、ポリッシャーで水洗いし、乾いたモップで水拭きする。
- (4) 扉、壁、エレベーターかご内部、同扉わく、ホールパネル等手あかのついた部分は、石けん水を使用し、入念に拭き取る。
- (5) 出入口の握り手、引き手、階段手すり、蝶番の類はそれぞれの適当な材料をもって磨き、つや出しする。
- (6) じんあいは、所定の場所に搬出する。
- (7) 手洗い石けん液は、所定の希釈要領により補注する。
- (8) 本校校舎国道沿いにあるバス停の内外装を清掃する。
- (9) 樹木の枯れ葉等の清掃を行う。
- (10) トイレマット（28枚程度）を洗浄する。

8 特別清掃

特別清掃時には、日常清掃のほか更に次の各号の作業を行う。

- (1) 定期清掃をしない床面の部分は、定期清掃と同様に清掃を行う。
- (2) 縁甲板幅木類、耳板等は、汚れを落とし、ワックスを塗布してつや出しをする。
- (3) 天井、壁、窓、スクリーン、照明器具、時計、配管類、ブラインド等日常手の届かない箇所は、脚立等を使用し、電気クリーナー又はハタキでちり払いする。
また、照明器具等で取りはずしのできるものは取りはずし、石けん水等で汚れを落として乾布で拭く。
- (4) 外回りサッシは、内側から電気クリーナーでじんあいを取り除く。
- (5) 窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れを取り、乾布で拭き、つや出しする。
(ガラス約 1, 200 m²、うち 40 m²は訪問学級)
- (6) 電話機は、汚れを落とし乾布で拭く。
- (7) 特別教室棟、体育館棟の軒樋を掃除する。
- (8) エアコンフィルターの清掃については、冷房使用時期前に全エアコン（162 台程度）に対して行うこと。
ただし、訪問学級のエアコン（6 台）については、ワックス清掃時に行うこと。
- (9) オイル塗布コーティングにおいては、体育用マット等を移動させ床全面に行うこと。

9 使用材料

作業に使用する材料は、すべて品質の良好なものとし、あらかじめ使用材料承認願（別添）により届け出ること。

10 その他

この仕様書は、令和 6 年 4 月 1 日以後、必要の都度、随時改定する。